



Inclusive support

地域包括支援センター

行方市地域包括支援センター

☎ 0299-55-0114

いつまでも健やかにすみなれた地域で生活していけるよう、高齢者やご家族のみなさんを、医療、保健、介護および福祉などさまざまな方面から総合的に支援します

高齢者の定義？



皆さんは何歳まで働きたい、現役でいたいと思っていますか。

永年にわたって懸命に、会社や家族のために汗水流し必死に働き続け、退職。自由放免になり「毎日が日曜日」と期待していますか？

少し前の新聞で『高齢者の定義 75 歳以上に』老年学会が提言!!』をご覧になった方もいるのではないのでしょうか。提言では、近年の高齢者のデータについて検証したところ、10～20年前と比較して、加齢に伴う身体的な機能変化の出現が5～10年遅れており、若返りが進んでいるため、65歳から74歳の年齢層については、活発な社会活動が可能だとして、「高齢者」とする年齢を体力的な面などからも75歳以上に引き上げるべきだとまとめました。

総務省などによると「高齢者」の年齢に法律上の定義はないそうです。65歳以上から「高齢者」といわれても、目に見えて「これが違う」というものが存在するわけではありません。

また、65歳になり「やっと高齢者と言われるようになった」と思う方もいれば、「高齢者なんて言われたくない」と思う方もいるのは当然です。家庭内で役割を持ち、残りの人生を楽しみ、豊かに過ごすために、自分は何をしたいか、どのように社会と関わりを持ち、最期を迎えたいかよく考えた上で納得いく生活ができれば、定義など関係ないのかもしれない。

第11回「行方市介護支援専門員連絡協議会」総会開催

1月17日（火）、地域包括支援センターにおいて第11回行方市介護支援専門員連絡協議会の総会が開催されました。

今後、「多職種協働を実現しよう」というテーマで、月に1回定例会を開催し学習していきます。



- 麻生支店：行方市麻生 1135-31
TEL:0299-72-0551
- 玉造支店：行方市玉造甲 337
TEL:0299-55-0101
- 北浦支店：行方市山田 1301-1
TEL:0291-35-2121

行方市で いっしょに 健康づくり

施術時間	月	火	水	木	金	土	祝
午前 9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 2:00～7:00	○	○	○	○	○	休	休

休業日/日曜日・1月1日～3日

柔道整復師・はり師・きゅう師 厚生労働大臣 免許

健康保険・交通事故・労災保険 受付

交通事故などによる打撲・捻挫等の施術



山下鍼灸整骨院

行方市船子7-4

☎0299-77-5959

詳細は行方市ホームページのバナー広告をご覧ください。